

【亀岡市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	6,608人	6,496人	6,240人	6,098人	5,884人
② 予備機を含む 整備上限台数	7,599台	6,046台	4,437台	2,383台	811台
③ 整備台数 (予備機除く)	1,403台	1,296台	1,333台	1,231台	1,019台
④ ③のうち 基金事業によるもの	1,403台	1,296台	1,333台	1,231台	621台
⑤ 累積更新率	21.2%	41.5%	64.6%	86.3%	106.8%
⑥ 予備機整備台数	21台	19台	557台	95台	190台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	21台	19台	557台	95台	190台
⑧ 予備機整備率	1.5%	1.5%	41.8%	7.7%	18.6%

(端末整備・更新計画の考え方)

令和2年度に全児童生徒へ整備した端末について、毎年度2学年分更新する。

小学6年生が使用した端末は再利用または有償売却(再資源化)を行い、中学3年生が使用した端末は卒業時に譲与する。その他の学年は進級後も自身の端末を引き続き使用するため、新たに入学する小学1年生及び中学1年生が使用する端末を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：当該年度の小学6年生及び中学3年生卒業生分(予備機含む)

○処分方法

・小学6年生卒業生分：学校、教育委員会等での再利用または製造事業者等への有償売却(再資源化)を行う

・中学3年生卒業生分：卒業生へ譲与する

○端末のデータ消去方法：自治体が行う

○スケジュール(予定)

令和7年 4月 新規購入端末の使用開始

令和7年上半期 処分事業者 選定

令和7年上半期 使用済端末の事業者への引き渡し

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む

※児童生徒の見込数は「前年度児童生徒数－中3卒業生徒数＋小1入学児童数－小6私学進学者見込数(40人)」で算出